**島根県の「竹島の日」条例の経緯**

**１　はじめに**

　二〇〇五年二月二三日、島根県議会の超党派の議員三十五人が「竹島の日を定める条例」案を提出し、三月一六日の本会議において賛成多数で可決された。

韓国では、「竹島の日」は、日本政府と地方自治体による陰謀と解釈され、国をあげての激しい反発を招くことになった。条例が可決された日、竹島（韓国名：独島）を管轄している慶尚北道は、島根県との姉妹結縁をすべて破棄し、道政府に「独島守護室」を設置した[[1]](#endnote-1)。韓国からの反発は慶尚北道にとどまらなかった。反日デモが韓国全土で噴出し、多くの市民団体が抗議に参加したのである。たとえば、三月一六日には日の丸を燃やし敷地内へ押し寄せようとする人々から警護するため、ソウルの日本大使館だけでも六百人超の警官が動員された[[2]](#endnote-2)。

条例案が可決する二週間前には、三・一独立運動記念大会が独島で開催されていた。これに出席した鬱陵郡議会議員の崔イルスは、「竹島の日」条例案は日本政府と島根県の共謀であると訴え、案の撤回と韓国人に対する謝罪を求めた[[3]](#endnote-3)。政治学と外交の専門家である国民大学校のハン・サンイル教授は、「竹島の日」条例を日本の右傾化と国家主義の再興の例としてとりあげた[[4]](#endnote-4)。

韓国政府は公式には消極的な態度をとり、日本の地方自治体による行為に対する言及を拒否していたが、間接的には主権侵害行為として条例案を批判した[[5]](#endnote-5)。また、当時外交通商部長官だった潘基文は、三月中旬に予定されていた訪日を無期延期した。条例可決が伝わると、韓国政府は「日本の挑発」に対する批判を強め、一般人による独島への旅行制限を解禁する象徴的措置を追加した[[6]](#endnote-6)。また、条例が可決した翌日には、韓国政府は条例の即時撤廃を要求する声明を発表した。このように韓国社会では、島根県議会による「竹島の日」条例は、国家と地方自治体の「共謀罪」として認識された。条例の提案と採決において日本政府は「共犯者」であり、「竹島の日」は日本の右傾化と歴史修正主義を体現するという解釈である。

　他方の日本側では、「竹島の日」条例は主として地元の漁業者の利害によるものと解釈されてきた。すなわち、一九九九年の新日韓漁業協定は島根県の水産業に多大な被害を与え、漁民たちの不満は竹島返還運動を再燃させ、「竹島の日」条例の制定を進めたというわけである [[7]](#endnote-7)。

　条例をめぐる日韓の理解には大きな溝があるようにみえるが、双方とも島根県にとって竹島の持つ意味を理解していない点で共通している。この章では上記の「竹島の日」条例に対する既存の解釈を批判的に検討し、条例の主な要因は、中央地方関係、とりわけ小泉政権の諸改革に対する地方の反乱であったことを明らかにする。それと同時に、「竹島の日」条例は島根県の数十年にわたるキャンペーンの到達点であることも確認しておきたい。そのため、前半では戦後における竹島問題に対する島根県当局の関与の起源を探り、島根県にとっての竹島の意味とその変化をたどっていく。後半では、二〇〇〇年代初頭の島根県による竹島関連のキャンペーン及び「竹島の日」条例と小泉改革との関係を分析してみたい。

**２　「新漁場」としての竹島**

　竹島／独島　は、島根県の隠岐島から約一五〇キロメートル、韓国の鬱陵島からは約九〇キロメートル離れたところに位置する、小さな岩石島の一群である。竹島は日露戦争のさなかの一九〇五年一月の閣議決定によって、隠岐島の所管として日本へ編入された。日本が連合軍に降伏する一九四五年までは、隠岐郡五箇村の一部として統治されたが、ＧＨＱが導入した「マッカーサー・ライン」によって日本漁船の活動可能領域から除外された。

戦後における竹島に関する最初の陳情は、一九五一年五月に隠岐島の三つの漁業組合から島根県議会と日本政府へ提出されたものである。陳情は、竹島周辺での「マッカーサー・ライン」の制限を廃止することを求め、その理由として地元住民の深刻な経済状況があげられていた。陳情は、歴史的権利や固有の領土といったことには言及せず、人口の急増、とりわけ漁民の増加と経済状況の悪化に焦点を絞っていた。

さらに、漁業に依存する隠岐島の人口が増加するなかで経済を安定させるためには、竹島周辺の水域を新漁場として開拓する必要があると訴えた[[8]](#endnote-8)。後の陳情では戦前の隠岐島の漁業にとって竹島が重要だと述べ[[9]](#endnote-9)、それは今日まで支配的な言説となってきたが、「新漁場」という捉え方とは矛盾している。しかし、竹島周辺水域を「新漁場」というのは、上記の陳情に限ったものではない。たとえば、一九五三年の島根県議会における竹島関連の議論でも新漁場という言葉は使用されている[[10]](#endnote-10)。戦後の隠岐島民にとって、竹島の漁場はなぜ「新しい」ものであったのか。これは、竹島問題の起源と島根における竹島認識の変化を理解する際のポイントとなるので、簡単に説明しておこう。

　一九〇五年の竹島編入後、隠岐島出身の中井養三郎と三人の仲間によって設立された竹島漁猟合資会社は、島根県から許可を得て、アシカ猟とアワビの漁獲を合法的に独占した。竹島漁猟合資会社の歴史はかなり複雑だが、簡潔に述べると戦前と戦中の竹島と周辺水域における天然資源の利用権は、島根県の少数のエリートが排他的に握っていた[[11]](#endnote-11)。一九五一年の隠岐島からの陳情によれば、一九四三年から一九四八年の間における竹島での漁猟活動は五艘のみで行っており、昆布、ナマコ、アワビの採取とアシカ猟に限られたものだった[[12]](#endnote-12)。

　竹島に隣接する水域を「新」漁場とみなすのは、こうした経緯によっており、竹島関連のキャンペーンが持つ射程の限界をも明らかにしている。また、隠岐島の住民が広く共有してきた、竹島は海洋資源の「宝庫」であるといった神話についても、いくつかの手掛かりを与えてくれる。すなわち、隠岐の島民のほとんどが竹島に渡ったことがなく、竹島と周辺水域の資源についての認識は、個人の経験というよりは、単なる伝聞にもとづいた、かなり曖昧なものだったとみたほうがよい。李承晩ライン宣言後の一九五三年には、島根県は戦前の漁業権を廃止し、竹島周辺水域の漁業権を隠岐島の漁業組合に与えた。少なくとも一九五四年までは、李承晩ラインを無視して竹島に渡っていた隠岐の漁民もいたようだが[[13]](#endnote-13)、彼らのほとんどは、新たに得た漁業権を行使できなかった。

　一九五三年三月一〇日、島根県議会は、日本政府に漁場として竹島の重要性を認め、保全するためのあらゆる可能な処置をとることを要請する議案を採決した[[14]](#endnote-14)。隠岐島からの陳情と同様に、この議案は、歴史的権利あるいは固有の領土に関して一切言及せず、竹島は、隠岐島の五箇村の一部であり、離島振興法の下で開発されるべき地域ということのみが主張されたのである。その三ヶ月後、県当局は周辺水域における漁業の潜在的発展性を調査するため、竹島に調査班を派遣した。隠岐島に普及していた「宝庫」神話とは異なり、その調査の報告は、竹島とその周辺水域の経済的価値は僅かであると結論づけた[[15]](#endnote-15)。

総じて言えば、五〇年代における島根県の竹島関連の行動は非常に限定的なものであった。消極的だった理由として、資源が乏しい認識していたこと、中央政府が竹島の領有権を再獲得するという政策をとっていたので任せればよいとしたことが挙げられる。一九五二年一月の李承晩ライン宣言の結果として生じた事実上の竹島の喪失と一九六一年の朴正煕によるクーデター後の国交正常化交渉再開という十年の間、総じていえば、竹島は県の協議事項としては比較的軽視された問題だったのである。

　二国間関係を正常化した一九六五年の日韓基本条約は、主に非公式の会合によって形成されたものだった[[16]](#endnote-16)。ローによれば、正常化条約の締結に至る六〇年代初頭の交渉のさなか、日本側は、共産主義という共通の脅威との闘いと潜在的な経済的利益を優先させ、竹島の領有権問題を二次的なものとしてみなすようになった。長期にわたる交渉の末、「解決せざるをもって、解決したとみなす」[[17]](#endnote-17)と呼ぶように、交渉の当事者は、領土問題を棚上げにするという密約に達した。その密約は、基本的に現状維持という意味を持っていた。

つまり、竹島は韓国の統治下に残されるが、両政府は互いに領有権を主張し続け、相手の主張に対して公式的には抗議を続けることになる。それと同時に、紛争をエスカレートさせないという約束も含まれたのである[[18]](#endnote-18)。ローの分析は主に交渉当事者への聞き取りにもとづいているが、彼の主張を裏付ける間接的な証拠は豊富にある。日本政府の重要議題から竹島が外されたことを示す最も重要な証拠のひとつは、大野伴睦による一九六二年の発言である。大野は岸信介の側近のひとりであり、日韓交渉において主導的な役割を果たした当時の自民党副総裁であった。大野は、一九六二年一二月のインタビューで、紛争の可能な解決策の一つとして竹島の日韓による「共有」を提案した[[19]](#endnote-19)。

　日韓基本条約の締結は、日本の漁業に多くの被害を与え、交渉の中でもっとも重要な課題のひとつだった李承晩ラインの廃止をもたらした。基本条約と同時に日韓漁業協定も締結された。日韓漁業協定は、李承晩ラインを維持したい韓国側の希望と廃止したい日本側の要望をまとめた折衷案だった。その折衷案は、いまや使われていない李承晩ラインと韓国の漁業専管水域の間に、両国の漁民に開かれた共同規制水域を設けたものであった。共同規制水域は竹島周辺を含み、なおかつ島根県と日本の他の地域の漁船が竹島近辺で漁業を行えるようにした。つまり、領有権問題は基本条約によって棚上げされ、その棚上げから生じる漁業関連の日常的な問題は、共同規制水域という仕組みによって解決されたのである。

**３　北方領土と竹島の関連性**

　日韓関係の観点からすれば、領土問題の棚上げと漁業協定は、竹島問題の理想的な解決策であった。島根県の水産業にとっても、総体としてみれば、こうした状況は非常に好都合だったようである[[20]](#endnote-20)。にもかかわらず、島根県による竹島関連のキャンペーンは形を変えながらも六〇年代と七〇年代にも続いた。一九六三年一月には、大野伴睦の共同管理発言を討議するために、隠岐島の住民による決起集会が開催された。この集会で採択された島根県と日本政府宛の陳情では、韓国による竹島の占領は違法だと主張されていたが、主な批判は、日本政府に対して向けられたものであった。その陳情では、固有の領土に関して初めて言及されているが、初期の陳情と同様に、竹島の重要性として経済的価値が強調されていた。陳情は、日本政府に対しては隠岐島の住民にとって生命線である竹島と周辺水域を保全するよう要求していた[[21]](#endnote-21)。

一九六五年には、複数の県議会議員が「竹島領土権確保期成同盟」の設立を提案した。その提案によれば、この同盟は島根県知事が代表を務め、役員は県の政治家と漁業組合長で構成される。目的は、島根県民及び日本国民全体に竹島問題に関した啓発活動を行い、政府に対して、竹島の領有権を放棄しないよう直接・間接に圧力をかけることであった[[22]](#endnote-22)。しかし、詳細な計画が立てられたにもかかわらず、この同盟は設立に至らなかった。理由は不明だが、政府からの圧力があった可能性を否定できない。

上記の同盟設立案を、日韓交渉という文脈のなかで島根県が政府に対して圧力をかけた試みとして捉えることもできる。しかし、基本条約と漁業協定が締結された後も、隠岐島と県議会からの竹島関連の陳情等は続いた。一九六五年には、隠岐島と県議会は、竹島問題が未解決であることに対する不満を表明する陳情と決議をいくつか発表した。それらの陳情は、竹島周辺水域が県の水産業にとって重要であることを改めて強調し、竹島とその周辺水域に対する領有権の速やかな確立を要求した[[23]](#endnote-23)。その後も、ほぼ毎年、県議会は、竹島に対する領有権確保を要求する陳情を外務省に対して提出した。

島根県が竹島に執着する理由は、日本政府の北方領土に対する政策に見出すことができる。一九六五年の「竹島領土権確保期成同盟」設立案は、島根県の政治エリートが北方領土問題に関する国内の動向を、逐一追っていたことを示唆する。すなわち、設立案にある団体名と構成及び活動内容は、一九六三年に北海道知事である町村金五によって改称され、刷新された「北方領土復帰期成同盟」に強く影響を受けたと考えられる。仮に「竹島領土権確保期成同盟」設立案が実現されていたら、両者の組織と活動内容はほぼ同じだったのである。

　日本政府の北方領土関連の国内政策は一九六〇年代初頭に始まり、その後二〇年間で、北海道への予算配分を含む本格的な啓発キャンペーンを展開した。それとは対照的に、政府は、韓国との密約に沿ったかたちで、公式的には北方領土と同様に、竹島の領有権に関する主張を維持し続けたが、韓国を刺激するような啓発キャンペーン等は一切実施しなかった。無論、島根県への竹島関連の予算の配分も行われなかったのである。

なお、国の交付金に対する地方自治体間の競争という戦後の日本政治の特徴という文脈 [[24]](#endnote-24) に鑑みれば、以下のような推定が可能だろう。つまり、二つの領土問題における注目度の違い、配分された予算の差は、島根県の政治エリートに不公平感をもたらした。これによって、島根県の竹島関連のキャンペーンは、ある種の観念的な性格を帯び始め、東京に対する感にもとづいた地方アイデンティティーの表明へと変貌してゆくことになった。

　島根県が、竹島関連のキャンペーンで北方領土に初めて明確に言及したのは、かなり後のこと、つまり「竹島の日」条例につながる審議になってからのことである。七〇年代と八〇年代における島根県からの陳情のほとんどは、歴史的かつ法的な議論を繰り返し、竹島に対する領有権の確保を要求するものに限られていた。とはいえ, 恒松 制治・島根県知事（一九七五～一九八七）は国が竹島をやっていないことを理由に、政府が一九七0年から推進していた北方領土関連の地方組織の設立に反対していた[[25]](#endnote-25)。さらに、一九七六年一〇月の陳情には、島根県の政治家が抱く不公平感と竹島返還運動の動機に関していくつかの手がかりが含まれている。その陳情は新しい要求をするものではなかったが、北方領土と竹島に関する政府方針の差と温度差を明示的に批判している[[26]](#endnote-26)。

　一九七七年には、アメリカとソ連による二〇〇海里漁業専管水域の宣言に続いて、日本と韓国も一二海里の領海と二〇〇海里漁業専管水域を宣言した。それに関連して、竹島の領有権問題が再浮上し、日韓関係の緊張が高まった。この時期に、島根県は竹島問題を再燃させるための試みを行っており、政府に圧力をかけていた。一九七七年一月には、県議会は「領土保全と安全操業」を政府に要求する決議を採決した。しかし、今回の行動は、陳情にとどまらず、二〇〇海里の排他的経済水域に関する県の対策を立案するための特別委員会を設立するものでもあった[[27]](#endnote-27)。さらに、県は竹島を「調査」するために船を出す計画を立てていたが、政府によって中止させられた[[28]](#endnote-28)。

加えて、この年には竹島問題解決促進協議会が設立されている。一九六三年の提案で想定された同盟と同様に、協議会の目的は、自治体及び漁業組合等の関係団体による竹島に関する活動の調整、陳情提出及び啓蒙活動であった。それまでの島根県の竹島関連の活動は、県議会の決議採択と陳情の提出にとどまっていたが、協議会の設立は県による啓発・教育活動の出発点とみることもできるだろう。啓発活動は県民の竹島問題に対する理解の促進を目的とし、活動内容としてはパンフレットの発行と配布、竹島返還を求める看板の設置などが含まれていた[[29]](#endnote-29)。

問題に対する認識と行動の内容をみれば、島根県の活動は政府の北方領土キャンペーンに影響されたと断言できる。つまり、両キャンペーンの主役だった団体の役割と名称、活動の内容と手段、さらに刊行物と看板はほとんど同じだったのである。特に酷似していたのは、七〇年代後半に島根県と外務省がそれぞれ刊行した竹島と北方領土に関するパンフレットである。その二つのパンフレットは、地名を除けば、形式も内容もほとんど同一であった。北方領土と同様に、竹島は日本の固有の領土として描かれ、歴史と法律及び海洋資源の豊かさを論拠に日本への早期返還が出張されたのである[[30]](#endnote-30)。

　島根県が発表している報告書によれば、竹島関連のキャンペーンを打ったのは、県の水産業が経済的損害を受けている、つまり竹島周辺の一二海里の水域から排除されているからだという。一九七八年七月に島根県が出した報告書は、竹島周辺の水域に対して韓国が領海法を適用することによる島根県の被害額を三億二千万円と見積もっていた[[31]](#endnote-31)。しかし、他の資料や統計をみれば、この損害の規模に関する主張には論拠がない[[32]](#endnote-32)。このように、竹島関連の啓発キャンペーンは、県の水産業が受けた損害への反応であったというよりは、政府に対する不公平と不満を表明するためのフレーミングの手段と考えた方がよい。

**４　新日韓漁業協定と島根県**

　竹島の領土紛争は九〇年代中盤に再燃し、そのピークとなったのは二〇〇五年の「竹島の日」条例であった。「竹島の日」条例へ至る過程は、様々な要素が働く、かなり複雑なものであった。この節ではまず、一九九八年に締結された新日韓漁業協定が島根県の水産業に大きな損失をもたらし、「竹島の日」条例の引き金になったという説の批判的な検証を行う。

　漁業専管水域をめぐる日韓間の緊張が高まったのは八〇年代半ばであり、その背景には韓国の水産業の発展と急成長があった。七〇年代には、日本はまだ漁業で優位に立っていた。韓国近海で操業する日本漁船の数は、日本の近海で操業していた韓国漁船の数をはるかに上回っていたのである。それゆえ、二〇〇海里漁業専管水域の適用を相互に除外するという日韓の間での取り決めは、実質的には日本の水産業に有利なものだったのである。ところが、八〇年代初期に状況は劇的に変化し始めた。韓国の漁船技術が急速に発展するのと同時に、韓国の漁船はソ連の漁業専管水域から排除されることになった。その結果、島根県を含む日本の沿岸水域での韓国漁船による活動が急激に増加し、日本の漁船との衝突が頻繁に発生するようになった[[33]](#endnote-33)。

　この漁業における「勢力均衡」の構造的変化により、八〇年代後半になって日本の漁業組合は政府による漁場の保護を求めるようになり、韓国と中国に対して二〇〇海里漁業専管水域の適用を求める運動を展開したのである。島根県漁業組合もこのキャンペーンに積極的に参加していった[[34]](#endnote-34)。こうした文脈のなかで、専管漁業水域の相互適用除外の主な理由のひとつであった竹島問題が、島根県の議題として再浮上することになった。一九八九年の所信表明演説で澄田信義知事は、竹島に対する領有権の確保、そして二〇〇海里専管漁業水域原則の全面適用を政府に対して強く訴えた[[35]](#endnote-35)。一九九〇年からは、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議（県民会議）が多くの集会を主催し、そのほとんどは隠岐島で開催された[[36]](#endnote-36)。

それらの集会は地元漁民が抱く不満の表明である、と思われる読者もいるかもしれない。しかし、全国の都道府県にあるこのような「県民会議」は自治体が作った組織であり、議長その他の役職は地元の政治家が占めていたことを忘れてはならない。島根の県民会議に関していえば、九〇年代後半においては、佐々木雄三という自民党の県議会議員が議長を務めていた。竹島関連の集会の開催に隠岐の町長が協力し、知事あるいは知事の代理人がその集会で演説を行っていた[[37]](#endnote-37)。こうしてみると、集会を地元の漁民の不満の表現として捉えるよりは、島根県の政治エリートによる中央政府へのシグナルとして考えた方がよいだろう。つまり、漁業専管水域の政策を是正し、韓国に対しても適用するよう暗に求めていたのである。

　一九九六年には、日韓両国は「海洋法に関する国際連合条約」（ＵＮＣＬＯＳ）を批准し、自国の排他的経済水域を宣言した。その際、それぞれの主張にしたがって紛争の対象である竹島を自国の主権が及ぶ領土として宣言したのである。それに伴う怒りの応酬と緊張は二年間に及んだ。だが、一九九八年に両国の交渉担当者は、漁業問題と領土主権の問題を切り離すことで合意し、準排他的経済水域を定めた新日韓漁業協定を締結した。その際、竹島周辺水域での漁業問題は一九六五年の協定とほぼ同じように解決された。つまり、旧協定が定めていた共同規制水域が、新協定によって暫定水域として再確立されたのである。暫定水域における漁業活動関連の規制は、旧協定からほとんど変化はなかったが、暫定水域の範囲には一定の変化が生じたのである。

韓国側からすれば、七〇年代以降、日本の沿岸水域は韓国の水産業にとって重要な漁場となっていたため[[38]](#endnote-38)、それぞれの準排他的経済水域の画定は好ましい進展ではなかった。だが、西日本のカニ漁業にとって重要な大和碓の大部分を新たな暫定水域に含めることへの日本の同意が、韓国の姿勢に変化をもたらした[[39]](#endnote-39)。なお、日本のこのような柔軟な姿勢の背景には日韓関係の全般的な改善があった。北朝鮮が日本に向けて弾道ミサイルを発射したわずか一ヶ月後の一九九八年一〇月、韓国の金大中大統領は日本を訪問し、小渕恵三首相と二一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップを共同宣言した。このとき、日本政府は暫定水域の拡張は日本の水産業にとって不利に働くことを承知しつつ、日韓関係の進展を維持するための必要な犠牲とみなしたと思われる[[40]](#endnote-40)。

　日本の漁民は新協定に対して、交渉の段階から疑心を抱き、暫定水域の制定に対して激しく抗議した。全国漁業協同組合連合会は、韓国の水産業との競争から日本の漁民を守るために全面的な排他的経済水域の適用を訴え続けた。島根県漁業組合もこの運動に参加し、領土問題と漁業の分離に対して抗議した。だが、組合の幹部は領土問題について非常に現実的な見通しを持っていたようにも思われる。日韓交渉のさなか、朝日新聞のインタビューに応じた隠岐島漁業組合連合の会長は竹島問題の解決を求める一方で、暫定水域に竹島が含まれるという妥協案を検討する用意があると答えている[[41]](#endnote-41)。

　新協定は隠岐島の漁業に対して、実際に大きな損失をもたらした。新しく制定された日本の準排他的経済水域内の多くの漁場から、韓国の漁船が排除された結果、暫定水域のすぐ外側にある隠岐島近辺の水域に頻繁に現れるようになったからである [[42]](#endnote-42)。農林水産省の統計によれば、一九九九年から二〇〇三年にかけて隠岐島の漁業組合による総漁獲量は三〇％減少し、カニの水揚げに至っては半減した[[43]](#endnote-43)。この事象の原因は、おそらく韓国の漁船による違法操業だけではないだろうが、新協定は政府に対する隠岐島の漁民の不満をさらに高めたと考えられる。

　しかし、隠岐島はいわば例外であり、島根県全体の水産業に対する新日韓漁業協定の影響はかなり複雑だった。島根県水産課の関係者によれば、島根県全体にとって、新協定は利益と損失の両方をもたらした。新協定によって排他的経済水域に該当する水域の範囲が三五海里まで拡張された結果、島根県沿岸水域における韓国漁船の数は激減した[[44]](#endnote-44)。協定が発効された二年後に、島根県の農林水産部長は暫定水域内では様々な問題があると指摘すると同時に、準排他的経済水域内における漁業の状況は格段に改善し、漁獲量は平均二〇パーセント増加したと述べた [[45]](#endnote-45)。隠岐における影響以外で新協定によってもたらされた被害は、主にカニ漁において認知されてきたものである[[46]](#endnote-46)。しかし、島根県にとってカニ漁はそれほど重要とはいえない。というのも、カニ漁に従事する漁師の全体数は非常に限られており、カニ漁船の数は十隻程度しかないからである[[47]](#endnote-47)。

また、島根県の経済全体での水産業の重要性が低下したことも忘れてはならない。たとえば、二〇〇三年において水産業は県内総生産の〇・七％を占めるに過ぎなかった[[48]](#endnote-48)。さらに、島根県が日本政府に提出した陳情を細かくみると、新日韓漁業協定と竹島の領土問題を相互に関係あるものとして提示するようになったのは、「竹島の日」条例が可決された後のことなのである。たとえば、二〇〇二年に島根県は二つの異なる陳情を提出している。一つは外務省に提出され、竹島に対する領土権の確立という長年の要求を繰り返したものであった。もう一方の陳情は、外務省及び他の省庁に宛てられた。そこで新日韓漁業協定の結果として島根県の漁業が被害を受けたと述べ、暫定水域での韓国漁船による問題を防ぐための措置を要求していたのである。しかし、そこに竹島問題に対する言及はなかった[[49]](#endnote-49)。「竹島の日」条例が可決した二〇〇六年以降の陳情においては、竹島問題と新日韓漁業協定によって生じた被害が相互に関係ある問題として描かれるようになったのである。

　これまでの議論をまとめよう。新日韓漁業協定は確かに島根県、とりわけ隠岐島の水産業に一定の被害をもたらしたが、被害は限定的なものであり、損害と同時にプラス面もあったと言えるであろう。さらに、島根県の経済における水産業の位置、並びに陳情が示す領土問題と新日韓漁業協定の認識を考え合わせると、漁業問題が「竹島の日」条例の主な要因ではなかったと結論付けることができる。

**5　竹島「クーデター」**

竹島問題の専門家である下條正男は、二〇〇五年三月の島根県議会による「竹島の日」条例の可決を、日本政府と自民党本部に対する島根県のクーデターとみなした[[50]](#endnote-50)。このような評価に当たっては、いくつか留意する必要がある。

まず、条例を主導した県議会議員のほとんどは自民党員であり、その中には当時の自民党の重鎮と強いつながりを有していた議員もいた。さらに、条例を提案した島根県議会議員も、おそらくこの条例に反対した自民党の長老たちも、条例が国内で及ぼす影響や韓国の反発の強さを予想していなかった。にもかかわらず、条例の可決を「クーデター」と呼ぶことは決して過言ではない。この条例は松江と東京の陰謀の成果でもなければ、日本の歴史修正主義や右傾化の一環というわけでもなかったからである。逆に、島根県が主導的に動き、政府は「竹島の日」の阻止を試みたがそれに失敗したのである。まさしく「竹島の日」条例は、「クーデター」の本来のフランス語の意味、「国家に対する一撃」に他ならなかった。

さらに言えば、通常の「クーデター」はエリート内部から出てきた少数派集団によって起こされるものであり、「竹島の日」条例の場合もそうであった。というのも、「竹島の日」条例の制定以前は、島根県民のあいだで竹島問題に対する関心は、全体として非常に低かったのである。もっとも、ある感情や関心の存在を示すことは難しくないが、感情や関心の不在の立証はかなり困難な作業である。とはいえ、さまざまな資料が示すところによれば、「竹島の日」条例が制定される以前の島根県民のあいだで、竹島問題への関心は非常に低かったという推測は可能である。

たとえば、二〇〇六年以前に島根県が行った県政世論調査で、竹島問題が登場したことは一度もなかった。二〇〇三年と二〇〇四年に実施された調査では、回答者が県に対処してほしい問題のなかに竹島は記載されていなかった。さらに言えば、領土問題と無関係ではない農林漁業の振興を挙げたのは、一〇％に満たなかった。両年とも懸念のトップに立ったのは福祉と医療で、それぞれおよそ四〇％と三〇％だった[[51]](#endnote-51)。竹島に対する関心の低さを指す他の間接的な証拠として、新日韓漁業協定が締結された一九九八年に県知事の澄田信義が執筆した本を挙げることができる。この『二一世紀・しまね新時代』には、島根県の政治、経済、文化、国際交流等、幅広い課題に対する知事の意見や展望が書かれている。この時点で澄田は一〇年以上にわたって県知事を務めており、竹島問題が県民の関心を集めていたとすれば、本の中で少なくとも陳情と同趣旨の言及をしたはずである。しかし、その本で竹島や領土権問題に対して一切の言及はなかった。

　二〇〇二年、韓国政府の独島・竹島を国立公園にするという発表に対抗する形で、竹島領土権確立島根県議会議員連盟が形成された。翌年の一一月一五日に、この議連は上記の県民会議その他の団体と共催で、「かえれ　　島と海」という竹島北方領土返還要求運動島根大会を隠岐で開催した。大会の来賓の中に青木幹雄、竹下亘、細田博之という島根選出の自民党国会議員、外務省と水産庁の役員が含まれていた。澄田知事と並んで、多くの地元の政治家は、演説に際して竹島問題に対する政府の怠慢に不満を表明し、北方領土のように竹島返還を目的とした「市民運動」の必要性を訴えた[[52]](#endnote-52)。島根県の自民党の重鎮であった議連の事務局長の上代義郎県議は同様のことを訴えた（上代は後に「竹島の日」条例の発起人のひとりにもなる）。翌月の二日に行われた県議会の定例会で、上代は竹島問題をとりあげた。彼は、政府に北方対策本部があるのに竹島関連の部署がないことに不満を示し、さらに、「北方領土の日があるように、竹島の日を定めることも国民運動展開の上で有効な一石となるのではないでしょうか」と訴えた[[53]](#endnote-53)。これこそ、「竹島の日」という発想の初めての言明であり、県の条例への出発点だったのである。

二〇〇四年初頭、韓国政府は新たな独島記念切手発行計画を発表した。この計画は、島根県議会が竹島に関する行動を激化させるきっかけとなった。その際、県当局が怒りを向けた主な対象は韓国でなく、日本政府だったことに注意しておきたい。また、島根県が政府に要求する際に主に参考にしたのは、北方領土対策だった。したがって、二〇〇四年三月四日に県議会で採択された「竹島の領土権確立に関する意見書」は韓国の行動にも言及していたが、主に非難されていたのは日本政府の竹島問題対策だった。この意見書は、政府に対して、内閣府の北方対策本部のような公的組織の設立、「竹島の日」という記念日の制定、歴史教科書に竹島問題を記載、竹島返還関連の国民運動の展開と国際司法裁判所への提訴、といった措置を要求した。同年一〇月と一二月に澄田知事は、これらの要求を政府に届けるために上京した。

しかし、外務省幹部や、自民党幹事長代理・党改革推進本部長であった安倍晋三を含む自民党幹部は、その発議に反対し、全国の「竹島の日」制定という島根県の要求を拒否したのである。当時の自民党幹部は、小泉首相の靖国神社参拝で緊張していた日韓関係をさらに荒立てることを避けるため、前述の密約を破る理由はないと判断したのだろう。

政府が「竹島の日」制定等の要求を拒否してから、上記の意見書は島根県の「竹島の日」条例の基礎となった。二〇〇五年三月一六日、外務省からの働きかけを無視する形で[[54]](#endnote-54)、県議会はほぼ全会一致で「竹島の日」条例を採択し、一九〇五年に竹島が島根県に編入された二月二二日を「竹島の日」としたのである。

**6　小泉改革、自民党、そして「竹島の日」条例**

条例の提案と可決を可能にした最も重要な要素は、小泉改革であった。小泉首相が主導した「自民党をぶっ壊す」ことと構造改革、「竹島の日」条例の間に因果関係があるようにはみえないが、この節ではその点について詳しく論じたい。

　すでに述べたように、新日韓漁業協定に対する島根県の不満は、条例が可決した主な要因だと考えられている。たしかに、漁業協定も韓国政府による記念切手発行のような象徴的な行為も、島根県の政治エリートを刺激し、政府の竹島問題対策に対してくすぶっていた不公平感と不満を高めた。しかし、上述のとおり、島根県における新日韓漁業協定の悪影響はかなり限定的だった。さらに、「竹島の日」条例可決前の段階では、漁業協定と竹島は相互に関係はありつつも、別個の問題として認識されていたようである。なお、県民大会のような集会は県当局が主催したものであり、抗議運動ないし県に対する圧力があったとはみなしがたい。したがって、「竹島クーデター」の引き金となり、それを可能にした最も重要な要因は他にあるだろう。それらを理解するには、二〇〇〇年代前半の東京と島根の関係、および自民党内部で起こったいくつかの構造転換を検証する必要がある。

　小泉純一郎が首相になったのは、二〇〇一年四月の自民党総裁選挙で党内の最大派閥であった経世会の会長橋本龍太郎を劇的に打ち破った後のことである。小泉は斬新な公約と「自民党をぶっ壊す」という卓抜したスローガンとともに権力の座についた。小泉には自分が総裁をつとめている政党を実際に破壊する意図はなかった。「ぶっ壊す」の真の意味は、小泉が権勢をふるう以前の自民党における特定の構造と関連していた。すなわち、清和会出身である小泉にとって、「自民党をぶっ壊す」とは、党内の支配的派閥であり続けた経世会を無力化することだったのである[[55]](#endnote-55)。

　党内の構造改革に加えて小泉が提唱したもうひとつの目玉政策は、地方分権のための「三位一体改革」であった。地方分権は、すでに一九九三年当時の首相だった細川護煕の下で導入された。しかし、二〇〇一年に小泉は「三位一体」の名の下で、さらに広範な地方分権を推し進めた。これは、国庫補助金の廃止を通した地方自治体の予算の独立、中央から地方自治体への税収の移転、そして地方交付税の見直しといったことを促進させるためのものだった。

したがって、地方の規制緩和と自立という大義名分のもとで、地方に対する政府の補助金と助成金は著しく減少した。全体的に地方分権と財政改革は日本における政府と地方自治体の関係に二重の影響を及ぼした。一方で、それらは従来統合されていた国と地方自治体の利益とを分断し、政府に対する地方自治体の依存を弱める結果をもたらした。他方、国庫補助金の廃止は、補助金に予算の大部分を依存していた多くの自治体に財政上のショックを与えたのである。当然のことであるが、多くの地方自治体はその改革に強く反対し、中央による地方の切り捨てであると悲鳴を上げた[[56]](#endnote-56)。

　小泉首相によって進められたさらなる改革で最も物議を醸すことになったのは、郵政民営化であった。およそ四万人の職員を抱えるこの巨大な組織は自民党の有力な支持基盤のひとつであり、経世会と緊密な関係を有していたので、民営化計画は党内の猛烈な反発を呼んだのである。自民党内の抗争は、二〇〇五年後半には絶頂に達し、その最高潮となった「郵政選挙」と呼ばれる九月の衆院選で反小泉派は圧倒的な敗北を喫した。しかし、二〇〇四年にはすでに自民党は真っ二つに割れていたのである[[57]](#endnote-57)。

　では、これら一連の事態と「竹島の日」条例は、どのように関係していたのだろうか。「三位一体改革」と郵政民営化計画は、地方のエリートの間で中央に対する失望と不満を著しく高めることになった。島根県は、地方分権化改革の影響を最も強く受けた県の一つだったのである。戦後数十年間を通して、島根県は一人当たり県民所得が最も低い県のひとつであり、しかも国庫補助金に大きく依存していたところでもあった。八〇年代と九〇年代には、一人あたりの国庫補助金が最も高く[[58]](#endnote-58)、削減は県に対して大きな打撃を与えた。隠岐島のような補助金に最も依存していた地域では、さらに痛みは深刻で[[59]](#endnote-59)、中央に対する不満はさらに高かった。

　郵政民営化計画に対して、島根県自民党の重鎮の多くは強く反対した。二〇〇〇年代初頭には、自民党本部と地方支部のあいだで政策に関するさまざまな齟齬が発生し、郵政民営化は亀裂をさらに広げたのである。現に二六もの自民党の都道府県支部が、二〇〇五年の郵政民営化議案に対して反対票を投じていた[[60]](#endnote-60)。島根においても、二〇〇四年六月には自民党が多数を占める県議会が、郵政民営化に反対する決議を採択した。

反対派のなかには「竹島の日」条例を先導した一人である上代義郎もいた。澄田知事の上京の一ヶ月前の二〇〇四年九月の県議会中、上代は、郵政民営化は地方における郵便事業の衰退へとつながり、さらなる地方の過疎化を促進させると厳しく批判した。その際、上代は竹島に関する政府の政策までも批判し、学校教育に竹島問題を取り入れるだけでなく全国の「竹島の日」制定をも要求したのであった[[61]](#endnote-61)。

このように、二〇〇四年に中央と対立した結果、島根県は政府を批判する別の手段として竹島問題を利用することとしたのである。ここで、小泉首相が導入した諸改革は、「竹島の日」条例案の提出という島根県からの反応を引き起こしただけではなく、条例の可決を可能にしたとも言えるだろう。すなわち、郵政民営化をめぐる自民党内の抗争は、党の危機管理機能を極度に弱めたのである。したがって、改革の副作用のひとつとして党内部の管理が不安定化した結果、党本部が条例に反対していたにもかかわらず、自民党が多数を占める島根県議会の行動を阻止することはできなかったのである。

島根県議会議員による竹島関連の取り組みに対して、自民党本部が介入しようとした直接の証拠はないが、以下のように論じることができる。政策決定におけるコンセンサスの重要性[[62]](#endnote-62)、結束の重視、経世会を特徴づける厳格なトップダウンの関係、政治家のために資金を調達する党の重要性といった要因により、地方レベルで党の政策に反抗するような取り組みは構造的に不可能だった。派閥政治は腐敗と利益誘導の原因として批判されてきたが、同時に、派閥は組織としての自民党の効率的な管理――とりわけ危機管理機能と情報収集機能――に大きな貢献を果たしてきた[[63]](#endnote-63)。小泉改革の一環としてとられた政策推進に対する首相官邸機能の強化、郵政民営化をめぐる抗争は、党の危機管理能力を著しく弱めた。したがって、島根県の自民党支部が従来の党の方針に逆らう条例を制定できたのは、小泉改革による党内部の管理体制の崩壊という構造的な条件があったから、といってもよいだろう。

要約しよう。島根県の数十年間にもわたるキャンペーンの絶頂となった「竹島の日」条例は、政治改革が生んだ中央－地方関係の亀裂に乗じて、地方が党本部に対する不満を表明し批判するための道具であった。その意味で、島根県議会による「クーデター」は、自民党内部における小泉自身の「クーデター」によって可能になったと言えるだろう。

**7　「県土・竹島を守る会」**

　「竹島の日」条例の制定においては、県議会以外のアクターが存在していた。二〇〇四年五月に設立され、松江を活動拠点にした「県土・竹島を守る会」（以下「守る会」)という市民団体である。「守る会」関係者の推定では、二〇一〇年代前半時点で、全国に約千人の会員がいたという。「守る会」は、一般住民のみで構成され、竹島問題を活動の焦点にしている初めてかつ唯一の団体となったのである。

　今日、「守る会」を主導しているのは、地元の神職である諏訪邊泰敬と、二〇一四年に夫が亡くなってからその後を継いだ専業主婦の梶谷萬理子である[[64]](#endnote-64)。しかし、「守る会」の初代会長は林常彦である。彼は島根県出身であり、なおかつ「日本文化チャンネル桜」のウェブサイトでのプロフィールによれば、日本会議に長年のあいだ関わっている。現在、林は、政府が「慰安婦」に対して謝罪したことに対する抗議キャンペーンに参加し、島根県を軸足にしたほかの保守団体を主導している[[65]](#endnote-65)。

　「守る会」の中心メンバーに、隠岐出身者や漁業関係者はいない。会長が二〇〇九年に林常彦から諏訪邊泰敬に代わった正確な理由は不明だが、右派色が強い日本会議から距離を置くためだった可能性はある。「守る会」の中心メンバーが水産業と無関係である以上、竹島問題によって経済的損失を被っていないし、小泉改革の影響を受けたわけでもない。したがって、「守る会」を設立した背景にあるのは理念的なものである。具体的には、日本の歴史修正主義的言説の主流化と北朝鮮による拉致問題である。「守る会」の事務局長である梶谷萬理子によれば、会による積極的行動は「国難」に取り組むためのものであり、日本人の記憶と政府の政策から竹島問題が風化しつつあるからだという[[66]](#endnote-66)。

　「守る会」の思想信条は紛れもなく保守的である。しかし、在日特権を許さない市民の会（在特会）のようなあからさまな人種差別団体やほかの右翼団体とは、明白に距離をとっている。したがって、「守る会」を単なる右翼団体として捉えるのは間違いで、地元色を持った「癒しのナショナリズム」[[67]](#endnote-67)の表現として理解すべきであろう。「守る会」は当初、北朝鮮による拉致問題に取り組むために結成され、陳情活動に関わっていた。会長である諏訪邊泰敬によれば、竹島問題に焦点を当てるようになったのは、「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（救う会）の超党派規則に違反したために、全国の「救う会」から除名された後である[[68]](#endnote-68)。

　二〇〇四年と二〇〇五年に、「守る会」は島根県内で街宣活動を行い、竹島が日本に属していると街宣車と路上から訴えた。会費や寄付金によって得るおよそ百万円程度の年間予算を用いることで、「守る会」は、島根県あるいは県外での講演、セミナー、集会など竹島に関する様々な行事を企画し、県議会や国会に対する陳情も行ってきた。「守る会」が言明し政府に対して掲げる要求は、島根県とほぼ同じであり、国際司法裁判所への提訴、全国の「竹島の日」記念日の制定、全国的な啓発活動及び政府での竹島専門の窓口の設立といった強硬策となる[[69]](#endnote-69)。

　「守る会」の幹部は、会の活動こそが「竹島の日」を生み出したと主張している[[70]](#endnote-70)。しかし、「竹島の日」条例の制定過程において「守る会」が実際に果たした役割はそれよりもささやかなもので、「守る会」が主役だったというよりは、むしろ県のキャンペーンの副産物とみたほうがよい。県議会の前議長であり条例の発起人の一人であった原成充によれば、条例は竹島領土権確立島根県議会議員連盟によって導入され、「守る会」の役割は副次的だった[[71]](#endnote-71)。また、県議会の条例に関する討論では、「守る会」の要請によって条例制定を検討したというよりは、むしろ条例に取り組む民間側からの支援があることの証拠として利用された[[72]](#endnote-72)。

さらに重要なのは、県知事に対して「守る会」が初めて陳情を提出したのが二〇〇四年九月だったことである[[73]](#endnote-73)。その時にすでに竹島問題は県の議題に上がっており、しかも前述した「竹島の日」条例のもとになった「竹島の領土権確立に関する意見書」が県議会で採択された六ヶ月後であった。条例の提案と成立の過程において、「守る会」の役割は部分的に不明確なところがあるが、「守る会」の結成は県当局が展開した竹島関連の戦略の結果であって、原因ではないと思われる。

二〇〇五年における条例の可決とそれに伴う世論の関心の高まりを受けて、「守る会」は竹島問題に対する一般県民の関心と県による取り組みの支持の証として相対的に重要性を得たのである。それゆえ、「守る会」の役割は、県や国のレベルでの「竹島」言説を形成する独立したアクターというよりは、その言説を演じることにある。つまり、「守る会」の陳情や街宣や講演会等の活動は、竹島問題に一般市民も関心を持っているという「実績」を生み出し、県と政府による政策を正当化するための材料になるものなのである。

**8　東京の反応**

　一九六〇年代初頭における日韓基本条約と日韓漁業協定の交渉において、竹島問題に対する日本政府の認識と態勢は、島根県による陳情とは無関係の国内の政治的計算によって形成された。日韓基本条約締結後の数十年間、歴代の内閣はおおむね「密約」を遵守し、それを揺るがす可能性のあった調査船派遣という一九七七年の島根県の計画を阻止するよう働きかけさえした節がある。

　韓国との新日韓漁業協定が締結された一九九八年には、新日韓漁業協定と二年後に締結された中国との同様の協定に影響を受けた漁業者に対する広範な支援計画を開始した。この支援は今日に至るまで、一九九八年に設立した日韓・日中新協定対策漁業振興財団を通して行われている[[74]](#endnote-74)。だがこのような支援は、島根県の陳情よりは全漁連による漁業協定に対する抗議運動への対応と思われる。つまり、二〇〇五年の「竹島クーデター」までは、島根県による要求それ自体が政府の政策に影響を及ぼすことはほとんどなかったと言えよう。しかし、「竹島の日」条例をめぐる韓国からの激しい反発と国内のマスコミによる広範な報道は、ほぼ忘却されていた領土問題を日本における公の議論まで前景化させた。

　政府は「クーデター」の主な原因であった地方分権改革を再検討することはなかったが、脚光を浴びた竹島問題を放置できなくなった。したがって、「クーデター」は相当程度目的を達成したのである。県当局と「守る会」の要求はほとんどが象徴的なものであり、政府の反応もまた同様に象徴的な措置にとどまった。だがそれは、「竹島」言説の再生とさらなる普及に寄与したのである。二〇〇六年以降、公立学校の教科書には、竹島問題に対する言及がなされるようになった。二〇〇八年に改訂された中学校学習指導要領では、竹島問題は生徒の理解を深めるべき問題として掲載された[[75]](#endnote-75)。同年には、外務省は初めて、竹島問題関連のパンフレットを発行し、ウェブサイトには竹島コーナーを設けたのである[[76]](#endnote-76)。

　二〇一二年九月、外務省は「領土保全」の年間予算を四億一千万円から一〇億円にまで一〇〇％以上増加させると発表し、理由の一つとして、世界に対して竹島に関する日本の立場の訴える必要性を挙げていた。竹島はまた、自民党による二〇一二年の衆議院選挙のキャンペーンでは重要な役割を果たし、民主党政権による外交上の失敗例として利用された[[77]](#endnote-77)。その際、自民党総裁である安倍晋三が二〇〇四年当時の島根県からの竹島関連の要求を却下した幹部のひとりであったことは、一切言及されなかった。

　当然のことだが、日本の取り組みは韓国側の象徴的な報復を招き、その応酬が続く悪循環になり、日韓間の緊張は高まっていった。二〇〇六年三月、歴史教科書で竹島問題の掲載が決定された後、韓国の盧武鉉政権は国際水路機関（ＩＨＯ）会議に際して、竹島周辺の海底地形の一連の名称を提出する計画を発表した。これに対して、日本政府は竹島周辺水域に二隻の調査船を派遣する計画を発表し、韓国政府及び市民団体からの激しい抗議を招いた。しかし、二国間交渉が開始され、韓国が国際水路機関で韓国名称を提出しないと約束することと引き換えに日本側が調査船を派遣しないことで合意すると、緊張はすぐに和らいだ [[78]](#endnote-78)。二〇〇六年四月二五日、盧武鉉大統領は国民に対してテレビ演説を行い、独島に関する政府政策の完全な見直しを約束した。その演説のなかで、盧大統領は独島を韓国主権の象徴として描き、領土問題を他の日韓の歴史問題と明示的に結びつけた。かくして、竹島・独島問題は境界画定問題から歴史認識とナショナル・アイデンティティの問題へ転換したのである。

 二〇一二年の衆議院総選挙で自民党が政権復帰してから、安倍首相は竹島問題に対してやや慎重な態度をとってきた。政策決定過程の中で、二つの矛盾する議題の間でバランスをとろうとしているようである。一方では安倍の人脈と支持基盤の大部分は保守的であり、竹島問題においては強硬な態度と政策を支持している。他方では、韓国との関係を改善したいという希望によっても推進されてきており、中国との軋轢の強化から後者の重要性は高まっていった。その結果、安倍の戦略はこう要約することができる。つまり、竹島に関する国内の啓発キャンペーンを強化すると同時に、過度に韓国を挑発するような措置を回避する、ということである。

　その結果、民主党政権時代に打ち出された竹島問題の国際司法裁判所への提訴計画は廃棄され、松江で毎年二月二二日に開催されている「竹島の日」式典に、二〇一三年以降は政府高官の派遣を控えている。二〇一三年には外務省の「領土保全」予算は増加したが、八億千万円にとどまった。さらに、竹島問題は対処すべき「領土保全」問題のなかでは注目されていたが、新しく導入された計画のなかでその重要性と位置づけは明確に示されているわけではない[[79]](#endnote-79)。概して安倍首相は、「慰安婦」問題に関する二〇一五年の合意が示すように、韓国との関係改善に多大な努力を払っており、竹島問題について過度な挑発的発言や行動は控えている。

　同時に、「竹島」は韓国によって違法に占拠されている日本固有の領土という言説の生産と再生産に対して、主に教育の場での政府の関与は続いている。二〇一四年には、竹島は「我が国固有の領土」と明記した教科書作成の指針を、文科省が発表した。二〇一六年六月には、政府が「領土教育」の強化の一環として、竹島が日本の領有下にあった時代をバラ色に描いた杉本由美子著の「メチのいた島」という絵本を、三万冊以上全国の学校に配布すると報道された[[80]](#endnote-80)。二〇一三年に新しく設置された内閣官房領土・主権対策企画調整室はこの絵本の読み聞かせビデオクリップを作成し、ユーチューブにアップロードした[[81]](#endnote-81)。

日本国内における「竹島」言説の構築において、上記の措置の役割はさほど重要ではないだろうが、竹島問題に関する関心度と認知度は、「竹島の日」条例制定以前の時期と比べるとはるかに高まっている。二〇一七年に内閣府政府広報室が実施した全国世論調査によれば、回答者の九三・八％が竹島問題を「知っていた」と答え、「関心がある」と「どちらか言えば関心がある」の回答者数は合計五九・三％に達した[[82]](#endnote-82)。

この数字は日本社会が右傾化していることを必ずしも指しているわけではないが、独島がナショナル・アイデンティティの象徴である韓国ではそのように受け止められていることは間違いない。

**9　結論**

地方自治体、市民団体または国家というアクターが一定の利益を追求する過程の中で、「領土」を道具にし、ナショナリズムに訴える現象は竹島問題に限らない。そもそも、「領土」は空虚なシニフィアンである。すなわち、領土の重要性は近代国民国家で普遍的に認識されているが、「領土」の象徴性や関連している規範は所与のものでも固定されたものでもない。したがって、「領土」は特定の利益や目的の正当化及びアピールのためのフレーミングの道具になりやすい[[83]](#endnote-83)。

だが、言説が形成された後に、従来の目的から離れ、一人歩きしはじめる例は少なくない。たとえば、日本国民の象徴としての「北方領土」は、一九七〇年代に、冷戦と沖縄返還における米国基地問題という文脈の中で日本政府によって作られたが、日本の原理原則となり、冷戦終焉後も政府の対ロシア政策を規定する要因となった。「釣魚臺」（尖閣諸島）は、ほぼ同じ時期に、国民党政権を批判する道具として台湾の学生たちが焦点化した。その後、中華民族が過去に受けた屈辱の象徴となって、今では日中関係の緊張をもたらす重要な要素となっている。

戦前の経済的権利の特殊的な構造、敗戦に伴う食糧危機と人口の急増に起因する島根県の竹島領土権確立キャンペーンは、当初は純粋に経済的な利害に突き動かされていた。しかし、一九六〇年代半ば以降、政府による北方領土と竹島に関する政策の相違の結果として、キャンペーンは観念的な性格を帯び始め、「固有の領土」は東京による不公平な扱いの象徴となっていったのである。

二〇〇年代初頭における小泉首相の「自民党をぶっ壊す」方針と財政改革は、「竹島の日」条例に至る条件を整備する、構造的な推進力となった。政府が阻止しようと圧力をかけたにもかかわらず採択された条例は、韓国からの激しい反発とメディアによる広範な報道をもたらし、「竹島」言説の普及をもたらしたのである。「竹島」は保守言論に抱擁され、国のあり方や歴史認識の象徴として取り上げられるようになった[[84]](#endnote-84)。日本政府は、この言説を吸収せざるを得なくなり、言説の生産に参加するプレイヤーとなった。その結果、竹島問題の意味合いは「国による不公平な処遇」または「地方切り捨て」から、他者である韓国によって占拠されている「固有の領土」へと変形していった。もともと国内の正統性の危機がもたらした「竹島の日」条例は、副産物として、日本の歴史記憶における「竹島」の登場と他者としての韓国の存在の強化を果たしたと言えよう。

1. 김남일 「경상북도의 독도 수호 대책 : 지방정부의 목소리도 크게 듣자」（「독도연구저널」 三号、二〇〇八年） [↑](#endnote-ref-1)
2. 박원수　「“日침략행위 분노” 전국이 들끓는다」（朝鮮日報、2005.03.17/ 社会 A13） [↑](#endnote-ref-2)
3. 장상진　「‘獨島 갈등’으로 뜨거워진 3·1절」（朝鮮日報、2005.03.02/社会 A17） [↑](#endnote-ref-3)
4. 한상일 「일본은 믿을 수 있는 이웃인가」（朝鮮日報、2005.02.24/世論 A31） [↑](#endnote-ref-4)
5. 권대열　「日, 또 獨島영유권 시비 금가는 ‘韓·日 우정의 해’」(朝鮮日報、2005.02.24, 社会　A14) [↑](#endnote-ref-5)
6. 신형준　「시마네현 ‘다케시마의 날’에 강경대응」（朝鮮日報、2005.03.16/総合 A3） [↑](#endnote-ref-6)
7. 例えば、保阪 正康・ 東郷 和彦　「日本の領土問題　北方四島、竹島、尖閣諸島」（角川書店、二〇十二年）一〇九頁、藤井賢二「竹島問題の起原：戦後日韓海洋紛争史」（ミネルヴァ書房　二〇十八年）、四〇六―四一〇頁 [↑](#endnote-ref-7)
8. 島根県議会「島根県議会会議録 第１３５回」（一九五一年）六〇頁、隠岐漁業組合「竹島漁区の操業制限の解除につく陳情」、一九五一年 [↑](#endnote-ref-8)
9. 例えば、隠岐島町村会　「竹島の領土権確保に関する陳情書」（一九六三年） [↑](#endnote-ref-9)
10. 島根県議会「島根県議会会議録 第１４７回」（一九五三年） [↑](#endnote-ref-10)
11. 速水保孝「竹島漁業の変遷」（外務省、アジア局第二課）、一九五三年；朴, 炳渉　「竹島=独島漁業の歴史と誤解(1)」（「北東アジア文化研究、三三号」二四頁 [↑](#endnote-ref-11)
12. 隠岐漁業組合「竹島漁区の操業制限の解除につく陳情」、一九五一年 [↑](#endnote-ref-12)
13. 隠岐公論　「竹島に戦後初出漁」1954.06.10, 一頁 [↑](#endnote-ref-13)
14. 島根県議会「島根県議会会議録 第178回」（一九五八年）八～―八二頁 [↑](#endnote-ref-14)
15. 福原 裕二 「漁業問題と領土問題の交錯」（「 北東アジア研究」第二三号）、二四頁 [↑](#endnote-ref-15)
16. ローダニエル「竹島密約」（草思社）、二〇〇八年 [↑](#endnote-ref-16)
17. 同上、一二一頁 [↑](#endnote-ref-17)
18. 同上、二〇八頁 [↑](#endnote-ref-18)
19. 朝日新聞「竹島　日韓共有案もある」1963.1.10,一頁 [↑](#endnote-ref-19)
20. 島根県「県政のあゆみ　昭和５８－６１年」（一九八七年）、八頁 [↑](#endnote-ref-20)
21. 隠岐島町村会　「竹島の領土権確保に関する陳情書」（一九六三年） [↑](#endnote-ref-21)
22. 島根県議会「竹島の領土権確保に関する県民運動推進要綱案」（一九六五年） [↑](#endnote-ref-22)
23. 島根県議会「竹島の領土権確保について要望書」1965.09.15 [↑](#endnote-ref-23)
24. Hijino Ken, *Local Politics and National Policy: Multi-Level Conflicts in Japan and Beyond* (Taylor & Francis, 2017), 四三頁。 [↑](#endnote-ref-24)
25. 本田良一「日ロ現場史」（北海道新聞社）、二〇一三年、四二二頁 [↑](#endnote-ref-25)
26. 隠岐漁業組合と隠岐町議会「竹島の領土権確保と島民の利益擁護に関する陳情書」、一九七六年 [↑](#endnote-ref-26)
27. 島根県「県政のあゆみ　昭和５1－53年」（一九七九年） [↑](#endnote-ref-27)
28. 島根県議会　二〇〇一年二月二七日会議での石田良三県議の発言 [↑](#endnote-ref-28)
29. 島根県「県政のあゆみ　昭和５4－57年」(一九八三年) [↑](#endnote-ref-29)
30. 外務省情報文化局「われららの北方領土」、一九七七年と島根県「竹島」、一九七九年 [↑](#endnote-ref-30)
31. 福原 裕二 「漁業問題と領土問題の交錯」（「北東アジア研究」第二三号）、四八頁 [↑](#endnote-ref-31)
32. 四国農政局、「島根県漁業の動き」（一九八四年）、一ニ～一八頁 [↑](#endnote-ref-32)
33. 産経新聞「海洋法条約批准　今日脚閣議決定」一九九六年二月二〇日、朝刊、三頁、片岡千賀之・西田明梨「日中韓漁業関係史II」（長崎大学水産学部研究報告　第八八号）、一三七―一五九頁 [↑](#endnote-ref-33)
34. 漁業組合誌　「二百カイリ全面適用全国運動の経緯」第１６（２）号、一一～二二頁。 [↑](#endnote-ref-34)
35. 島根県議会「島根県議会史」、二〇〇一年。 [↑](#endnote-ref-35)
36. 永井義人　「島根県の「竹島の日」条例制定過程 : 韓国慶尚北道との地方間交流と領土問題」「広島国際研究」第一八号、一―一八頁。 [↑](#endnote-ref-36)
37. 毎日新聞「竹島・北方領土要求運動県民会議大会　五箇村」島根県版、1997.07.07,

二一頁 [↑](#endnote-ref-37)
38. 花房 征夫「日韓漁業交渉--日韓漁業紛争、何が問題なのか」（現代コリア、第三八四号）、一九八八年、一一―一二頁。 [↑](#endnote-ref-38)
39. 産経新聞「日韓新漁業協定　竹島問題棚上げ」夕刊、1998.09.25,一頁、朝日新聞「大幅譲歩し、妥協」1998.09.25,一一頁 [↑](#endnote-ref-39)
40. 産経新聞「日韓新漁業協定に見直し条項を」夕刊、1998.10.03,　三頁 [↑](#endnote-ref-40)
41. 朝日新聞「湯煙に日韓モヤモヤ」、西日本版、1997.01.26,　三一頁 [↑](#endnote-ref-41)
42. 水産庁境港漁業調整事務所「日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締の結果について」報道資料、2012.06.19 [↑](#endnote-ref-42)
43. 中国四国農政局 「島根　農林水水産統計年報」、一九九九年、一七六頁と「隠岐漁業の動き」、二〇〇五年、四頁 [↑](#endnote-ref-43)
44. 島根県水産課での聞き取り調査（二〇一三年一月三〇日に実施）。 [↑](#endnote-ref-44)
45. 島根県議平成一二年二月定例会における稲田光・農林水産部長の答弁。 [↑](#endnote-ref-45)
46. 島根県水産課及び隠岐支庁水産局での聞き取り（二〇一三年一月二九－三〇日に実施）。 [↑](#endnote-ref-46)
47. 中国四国農政局 「島根　農林水水産統計年報」二〇〇一年版 [↑](#endnote-ref-47)
48. 日本政策投資銀行「山陰ハンドブック」、二〇〇六年、一九頁 [↑](#endnote-ref-48)
49. 島根県　「平成１４年　国への重点要望」一頁と四四頁を参照。 [↑](#endnote-ref-49)
50. 本人とのインタビュー（二〇一二年一月二〇日、早稲田大学にて）。 [↑](#endnote-ref-50)
51. 島根県　「県政世論調査平成１５年」、五五頁と「県政世論調査平成１６年」、五五頁 [↑](#endnote-ref-51)
52. https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima02/takeshima02\_03/takeshima02\_03pdf.html [↑](#endnote-ref-52)
53. 島根県議会　平成15年11月定例会。 [↑](#endnote-ref-53)
54. 産経新聞「竹島の日条例案可決」2005.03.11, 三頁 [↑](#endnote-ref-54)
55. 野中直人「自民党政治の終わり」（ちくま新書、二〇〇八年）、六〇頁。 [↑](#endnote-ref-55)
56. Hijino, Ken, *Local Politics and National Policy: Multi-Level Conflicts in Japan and Beyond* (Taylor & Francis, 2017),五～三０頁 [↑](#endnote-ref-56)
57. 野中直人「自民党政治の終わり」（ちくま新書、二〇〇八年）、八五～九八頁 [↑](#endnote-ref-57)
58. 島根県「島根県統計書　昭和六一年」、一九八六年 [↑](#endnote-ref-58)
59. 山陰中央日報「政に問う」、2004.06.30 オンライン版 [↑](#endnote-ref-59)
60. Hijino, Ken , *Local Politics and National Policy: Multi-Level Conflicts in Japan and Beyond* (Taylor & Francis, 2017)、五七～七二頁 [↑](#endnote-ref-60)
61. 島根県議会　平成一六年九月定例会（第二日目） [↑](#endnote-ref-61)
62. 野中直人「自民党政治の終わり」（ちくま新書、二〇〇八年）、一三四～一三六頁 [↑](#endnote-ref-62)
63. Cheol-hee Park, “Factional Dynamics in Japan's LDP since Political Reform,” *Asian Survey*, 41 (3), 2001. [↑](#endnote-ref-63)
64. 梶谷萬理子氏への聞き取り（二〇一四年一月一五日、島根県庁・竹島資料室にて）。 [↑](#endnote-ref-64)
65. http://www.ch-sakura.jp/sakimori/sakimori-election.html?id=1915 [↑](#endnote-ref-65)
66. 山際 澄夫 「島根県議会はひるまない--なぜ「竹島の日」条例は制定されたか--政府やマスコミの冷淡さをはねのけた"快挙"を追う」（「Ｖｏｉｃｅ」第三三〇号）、二〇〇五年 [↑](#endnote-ref-66)
67. 小熊英二・上野陽子「「癒し」のナショナリズム」（慶応義塾大学出版会、二〇〇三年） [↑](#endnote-ref-67)
68. 諏訪邊泰敬氏への聞き取り（二〇一五年二月二四日、諏訪邉氏の自宅にて）。 [↑](#endnote-ref-68)
69. 梶谷萬理子氏と諏訪邊泰敬氏への聞き取り。 [↑](#endnote-ref-69)
70. 同上 [↑](#endnote-ref-70)
71. 本人とのインタビュー（二〇一四年一月三〇日に島根県議会にて実施）。 [↑](#endnote-ref-71)
72. 例えば、島根県議会平成一六年九月定例会（第二日目）での上代義郎議員と澄田信義知事の発言。 [↑](#endnote-ref-72)
73. 川谷誠一「‘竹島を守る会’が集会　街頭行進で竹島問題解決を訴える」、（「日本の息吹」第二〇四号、二〇〇四年）、二八頁 [↑](#endnote-ref-73)
74. https://ggs-zaidan.wixsite.com/fisheries-promotion [↑](#endnote-ref-74)
75. 山本 健太郎　「竹島をめぐる日韓領土問題の近年の経緯 : 島根県の「竹島の日」制定から李明博韓国大統領の竹島上陸まで」（「レファレンス」第六二（一〇）号、二〇一二年）、三六頁 [↑](#endnote-ref-75)
76. https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html [↑](#endnote-ref-76)
77. 例えば、峰正隆「安倍晋三、自民党総裁」産経新聞、2012.10.27,国際政治、３面 [↑](#endnote-ref-77)
78. Weinstein, Michael 「South Korea-Japan Dokdo/Takeshima Dispute: Toward Confrontation」（ The Asia-Pacific Journal: Japan Focus, 2006）http://www.japanfocus.org/-Michael-Weinstein/1685#sthash.6C4w5qmN.dpuf). [↑](#endnote-ref-78)
79. 外務省「平成二五年予算概算要求」 [↑](#endnote-ref-79)
80. http://www.chosunonline.com/site/data/html\_dir/2016/07/07/2016070703186.html [↑](#endnote-ref-80)
81. https://www.youtube.com/watch?v=Ice1q6g7pOg [↑](#endnote-ref-81)
82. https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-takeshimag.pdf [↑](#endnote-ref-82)
83. より詳しくはAlexander Bukh, *These Islands Are Ours: Social Construction of Territorial Disputes in Northeast Asia* (Stanford University Press 2020)にて述べている。 [↑](#endnote-ref-83)
84. https://yoshiko-sakurai.jp/2005/04/07/373 [↑](#endnote-ref-84)